# 韓国知的財産ニュース 2018年3月前期

(No. 362)

発行年月日:2018 年 3 月 19 日 発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

https://www.jetro.go.jp/korea-ip

#### ★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

# 法律、制度関連

- ▶ 1-1 特許庁、発明振興法施行令の改正案を立法予告
- ▶ 1-2 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告
- ▶ 1-3 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

# 関係機関の動き

- ▶ 2-1 UAE、韓国型特許情報システム時代の開幕
- ▶ 2-2 青少年の皆様!発明のアイデアをお寄せください
- ▶ 2-3 想像と挑戦で革新をリードしていく「創造力チャンピオン」を選抜
- ▶ 2-4 特許庁、3Dプリンティングファイルの不正流通防止、AR・VRでの知的 財産権侵害防止などに向けた制度改善を推進
- ▶ 2-5 特許庁と中小ベンチャー企業部、中小企業の共同研究開発を支援
- ▶ 2-6 大学(院)生のクリエイティブなアイデアを競い合う
- ▶ 2-7 特許品質の全過程で国家特許競争力を強化
- ▶ 2-8 特許審判院、「第13回特許・商標へ判例研究論文公募展」を開催
- ▶ 2-9 産業政策に IP エンジンをかけ、中小・中堅企業の革新成長・輸出支援 を強化する
- ▶ 2-10 特許庁と調達庁、スタートアップ・ベンチャー企業の販路支援のための業務締約を締結
- ▶ 2-11 特許庁、高位公務員を対象にし性暴力防止教育を実施

# 模倣品関連および知的財産権紛争

▶ 3-1 特許庁の紛争調停委57件、成功率40%を達成!

<u>デザイン(意匠)、商標動向</u> **※**今号はありません。

# その他一般

- ▶ 5-1 消費者の感性をつかめ!賢くなるスマート家具
- ▶ 5-2 後発医薬品メーカー、先発医薬品メーカー克服が困難
- ▶ 5-3 AI 半導体特許で第4次産業革命をリードする

#### 法律、制度関連

# 1-1 特許庁、発明振興法施行令の改正案を立法予告

韓国特許庁(2018.3.2)

- 公益弁理士特許相談センターの支援対象拡大および特許共済事業を推進 -

韓国特許庁は、3月2日(金曜)から「発明振興法施行令」の一部改正令(案)を立法 予告(3月2日~4月11日)する。

立法予告した施行令の改正(案)は、「公益弁理士特許相談センター」の支援対象を拡大し、「特許共済事業」の運営のために発明振興法で委任した諸事項を規定することなどを主な内容とする。

\*改正発明振興法 2017. 11. 28 公布、2018. 5. 29 施行

まず、公益弁理士特許相談センターとは、基礎生活受給者(困窮者)、障害者、児童・生徒・大学生、零細発明者など、経済的・社会的弱者を対象にし、知的財産権関連の相談、 出願書類の作成支援、審判・訴訟代理サービスなどを支援する機関である。

施行令の改正により、特許庁は従来の支援対象以外に「ひとり親家族」、「多文化家族(国際結婚による家族)」、「青年創業者および将来の青年創業者」を公益弁理士特許相談センターの支援対象に拡大する予定である。

これにより、社会的弱者に対する知的財産権の保護レベルを高め、知的財産分野での公正経済が実現できると見込まれる。

次に特許共済とは、中小企業間の相互扶助に基づき、企業の知的財産管理に必要な財源を確保し、国内外の紛争に効果的に対応するために支援する制度である。2017年11月28日の発明振興法の改正により、特許庁長が特許共済事業を推進する土台ができ、2019年から事業を実施する予定である。

今回の施行令の改正(案)には、特許共済事業の運営資金および事業を委託することができる機関が明記されており、事業の管理・監督および細部運営指針づくりのための根拠が規定されている。

特許庁は、特許共済事業の関連規定を整備することで、事業の透明性と効果性を高める。 これにより、中小企業の革新成長を支援するインフラである特許共済制度が迅速かつ確 実に定着できるよう、支援していく方針である。

改正案には、優秀な特許技術による資金調達および事業化が可能になるよう、特許技術 の価値評価を実施する機関である「発明の評価機関」を指定するための指定要件と指定 申請書の書式も盛り込まれた。

特許庁は今後、施行令の改正(案)に対する意見を集約し、規制・法制処の審査、次官・ 国務会議の議決などの手続きを経る予定である。改正案は5月29日に施行される。

# 1-2 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2018.3.15)

# 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正の理由

外国特許庁と特許出願及び審査に関する情報を共有するために、特許出願又は審査に関する書類を搬出することができるようにする事由に、外国特許庁又は国際機関との業務協約を履行するために特許出願又は審査に関する書類を搬出する場合を追加する内容である。「特許法」の改正(法律第15093号、2017.11.28公布、2018.5.29施行予定)に伴い、書類搬出要件・手続き、書類の種類など、細部規定を定める一方、電子ファイル特許証の導入、PCT 手数料の納付方法の改善など、出願人の利便性向上のための法制度の整備に伴う事項を反映するためである。

### 2. 主要内容

- イ.業務協約を履行するための書類搬出規定を新設(案第 120 条の 7) 外国特許庁などとの業務協約履行時、秘密・セキュリティ義務に対する事項を規定 し、書類の種類を具体的に摘示する。
- ロ. 電子ファイル特許(登録)証の導入を反映(案第50条、第50条の3、第51条) 電子ファイル特許(登録)証の導入に伴う発給(訂正発給、再発給を含む)根拠と 申請手続きに関する事項を具体的に規定する。

ハ. PCT 国際出願の手数料納付方法の改善(案第 104 条、第 106 条の 5) PCT 国際出願の手数料の納付時、納付書を提出せずに手数料納付通知書に付与された納付者番号を利用して手数料を納付することができるように規定する。

#### 3. 意見提出

特許法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2018 年 4 月 25 日までに統合立法予告システム (http://opinion.lawmaking.go.kr) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長 (参照:特許審査制度課長) に提出してください。一部改正令案の全文が読みたい方は、特許庁のホームページ (http://www.kipo.go.kr 冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見とその理由)
- 口. 氏名(法人、団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他の注意事項

### ※送り先

大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟 601 号 (〒35208)

特許庁特許審査制度課

電話: (042) 481-5399、Fax: (042)472-4743

電子メール: jyhyun75@korea. kr

#### 1-3 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2018.3.15)

# 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正の理由

外国特許庁と特許出願及び審査に関する情報を共有するために、特許出願又は審査に関する書類を搬出することができるようにする事由に、外国特許庁又は国際機関との業務協約を履行するために特許出願又は審査に関する書類を搬出する場合を追加する内容である。「特許法」の改正(法律第15093号、2017.11.28公布、2018.5.29施行予定)に伴い、書類搬出要件・手続き、書類の種類など、細部規定を定める一方、出願人の利便性向上のために電子ファイル実用新案登録証の導入に伴う事項を反映するためである。

# 2. 主要内容

イ.業務協約を履行するための書類搬出規定を反映(案第17条) 外国特許庁などとの業務協約履行時、秘密・セキュリティ義務に対する事項を規定 し、書類の種類を具体的に摘示した特許法施行規則第120条の7を準用するよう規定する。

ロ. 電子ファイル実用新案登録証の導入を反映(案第 11 条、第 13 条) 電子ファイル実用新案登録証の導入に伴う発給(訂正発給、再発給を含む)根拠を 規定する。

#### 3. 意見提出

実用新案法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2018 年 4 月 25 日までに統合立法予告システム (http://opinion.lawmaking.go.kr) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長 (参照:特許審査制度課長)に提出してください。一部改正令案の全文が読みたい方は、特許庁のホームページ (http://www.kipo.go.kr 冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見とその理由)
- 口. 氏名(法人、団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他の注意事項

### ※送り先

大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟 601 号 (〒35208)

特許庁特許審査制度課

電話: (042) 481-5399、Fax: (042)472-4743

電子メール: jyhyun75@korea. kr

# 関係機関の動き

# 2-1 UAE、韓国型特許情報システム時代の開幕

韓国特許庁(2018.3.2)

-ソンユンモ特許庁長、UAE 特許情報システムの開通式に出席-

韓国特許庁が中東に初めて輸出した「韓国型特許情報システム」が約2年間の開発および安定化作業を経て2月28日、アラブ首長国連邦(UAE)で開通式を行い、本格的な運営を開始する。

この日、UAE の経済部が主管する開通式には、韓国特許庁長と UAE 経済部長官が出席した。

UAE に輸出した特許情報システムでは、特許とデザインの出願、審査、登録、手数料納付などの特許行政の全過程をオンラインで処理する機能を実現できる。

これにより、24時間オンライン電子出願と手数料納付などが可能になり、UAE の特許出願を取り巻く環境が大幅に改善される。

実際、2017年にシステムを一時開通して以来、オンラインでの出願率が95.6%となるなど、UAE特許行政サービスレベルを画期的に引き上げていると評価できる。

また、従来は手作業で行われていた審査を電子的に処理することで、審査処理期間の短縮と審査管理の効率的管理などの特許行政の効率性が大幅に向上すると見込まれる。

併せて、技術開発と産業発展の根幹となる特許情報がオンラインの公報に提供されることで、特許データへのアクセスが容易になり、流通しやすい好循環の特許情報活用エコシステムを作ることができるとみられる。

これに加え、特許行政の全過程が電算処理されることで、韓国企業の特許取得時間が短くなるのは言うまでもなく、オンライン電子出願サービスで行政処理の状況を一回で調べられ、競合会社による UAE 現地での特許出願状況も簡単に検索することができるようになり、韓国企業の戦略的な特許確保がより容易になる見込みである。

開通式に先立って行われた韓国特許庁長と UAE 経済部次官との高官級会談では、UAE の特許行政自立化および構築された情報システムの運用・維持のための両国間の協力策を議論した。

特許庁長は「今回の UAE での特許情報システムの開通式と高官級会談を契機に、韓国の知的財産を基盤にする経済成長モデルが UAE にさらに拡大するだろう」とし、「今後、UAE の知的財産制度のさらなる発展のために引き続き支援し、両国の協力が第 4 次産業革命の時代にふさわしい『知識・技術協力』に発展できるよう努力したい」と述べた。

#### 2-2 青少年の皆様!発明のアイデアをお寄せください

韓国特許庁(2018.3.5)

- 3月5日から「第31回大韓民国学生発明展示会」への応募作品を受付-

韓国特許庁は朝鮮日報と共同で「第31回大韓民国学生発明展示会」を7月20日に開催する予定で、応募作品を3月5日から受け付けると明らかにした。

この展示会は、学生の優秀なアイデアが反映された発明のアイデアを表彰・展示することで、未来の主人公である学生の発明意識を高め、創造性の啓発に寄与することを目指す。

特に 1988 年から始まり、今年で 31 回目を迎えるこの大会には毎年、平均 9,000 点余りが出品される韓国最大の学生向け発明行事である。

参加を希望する学生は、3月5日から4月6日までに発明教育ポータルサイト (http://www.ip-edu.net)で応募することができ、大韓民国国籍の全国の小中高生および青少年なら応募作品の点数に制限なく出品可能である。今年は例年と異なり、テーマや分野別の制限を取り除き、日常生活で思いつく、あらゆる発明がその対象となる。

審査を経て、銅賞以上に選ばれた受賞作品は、KINTEXで7月20日から3日間、展示される予定である。

特許庁の関係者は「第4次産業革命の時代において最も重要なのは、大韓民国の未来を 背負う児童・生徒・大学生の創造性だ」とし、「今年も分野と境界を越える斬新な想像力 を発揮した、青少年の発明品が多く出されることを期待している」と述べた。

詳細についてはホームページ (<a href="http://www.ip-edu.net">http://www.ip-edu.net</a>) で確認でき、お問い合わせは韓国発明振興会 (02-3459-2752) まで。

# 2-3 想像と挑戦で革新をリードしていく「創造力チャンピオン」を選抜

韓国特許庁(2018.3.5)

- 特許庁「大韓民国学生創造力チャンピオン大会」の参加申込受付を開始 -

韓国特許庁は、全国の小中高生に無限の創造力を存分に発揮できる機会を与えるために、「2018年大韓民国学生創造力チャンピオン大会」を開催する予定で、3月5日から参加申込受付を開始すると発表した。

この大会の目的は小中高生 4~6 人がチームを組んで、与えられた課題を解決する過程で 創造的問題解決力と挑戦精神を育み、協調などの共同体意識を涵養することにある。 現在、または将来的に発生しかねない対立状況が課題に与えられ、創造的な表現活動と 科学技術の知識を活用した問題解決を通じて、大韓民国で最高の創造力を持つ小中高生 を選抜することになる。

参加申込は、3月5日から4月25日まで大会のホームページ(www.ip-edu.net)で行われ、書類選考を通じて市・道の予選に参加するチームを選抜する。その後、16の市・道の予選で選抜された計100チームが6月9日に開催される全国本選大会に進出する。

全国本選大会は、7月20日から22日までの3日間、高陽市のKINTEXで開催され、授賞式は本選大会が終わる22日、現場で行われる予定である。本選大会が開催される期間中は、さまざまな発明アイデアの展示や発明体験プログラムなども構成に入れて児童・生徒と保護者、教師が楽しめる発明のフェスティバルの場として運営する予定である。

特許庁の関係者は「今回の大会が融合・複合的思考、コミュニケーション能力、協調能力、創造力など、第4次産業革命の時代に必要な能力を育むことができる良い機会になることを期待している」と述べた。

詳細については大会のホームページで確認でき、お問い合わせは韓国発明振興会(02-3459-2748)まで。

2-4 特許庁、3D プリンティングファイルの不正流通防止、AR・VR での知的財産権侵害防止などに向けた制度改善を推進

韓国特許庁(2018.3.8)

- 第4次産業革命にいち早く対応するための政策課題の議論・推進 -

韓国特許庁は、3Dプリンティングファイル、ビッグデータなどの無断流通行為防止、VR (仮想現実)・AR (拡張現実)での知的財産権侵害防止、ブロックチェーン技術の知的財産分野への活用など、知的財産における政策課題を積極的に推進し、第4次産業革命にいち早く対応していく方針である。

特許庁は3月7日(水曜)午後3時、特許庁ソウル事務所(江南区駅三洞)大会議室で「知識財産未来戦略委員会第3回フォーラム」を開催し、第4次産業革命における新技術の発展に対応するための知的財産権法・制度の改善と政策課題について議論した。

知識財産未来戦略委員会は、「超連結・超融合」という第4次産業革命がもたらす巨大な変化の流れの中で知的財産の未来を予測し、先んじて推進すべき知的財産の政策課題を模索し導き出すために、知的財産法制度、IT、バイオなど、さまざまな分野の民間専門家からなる政策協議体である。

同委員会は昨年7月に発足し、昨年10月と11月にフォーラムを2回開催し、第4次産業革命時代の知的財産政策課題について議論した。

今回の第3回フォーラムでは、これまで議論されたビッグデータ、3Dプリンティングなど、第4次産業革命の新技術の発展に伴う制度改善の課題を整理して推進案について議論した。また、最近、話題になっているブロックチェーン技術の現状と知的財産分野に適用した事例についても議論した。

まず、3Dプリンティングデータの無断提供を防止するなど、デジタル・ネットワーク環境下での知的財産制度改善を推進する。

近年、3Dプリンターの普及とともに、特許製品の3Dプリンティングデータの不正流通など、デジタル技術による特許侵害の発生が懸念されているが、現行の特許法ではこれに対する法的保護が困難な状況である。

これを受け、特許発明の課題解決に不可欠な手段を提供する行為を新しい侵害類型として新設するなど、デジタル手段による侵害も特許侵害に含まれるよう、特許法の改正を推進していくことにした。

次に、VR・ARでの知財権侵害を防止し、ビッグデータ保護を強化するための制度改善を 検討・推進していくことにした。

VR・ARで発生するデザイン模倣行為は、現行の規定上、デザインを模倣した物品を提供する行為のみがデザイン権侵害と規定されているため、防止するのが難しい。しかし、今後はデザイン権侵害に含める策を設け、AR・VRで他人の商標価値を損ねる行為を防止するための制度改善策も検討していくことにした。

ビッグデータの活用が急増すると予測される中、これに対する保護手段を強化するために、ビッグデータの不正使用・流出行為を不正競争防止法上の不正競争行為の類型として新設する案と、「ビッグデータ登録・取引センター(\*)」を設置して運営する案も、中長期的に検討していくことにした。

\*ビッグデータの盗用に関する紛争発生時、登録証明を提供し、登録データの取引をサポートする

さらに、最近、世界的に活用範囲が広がっているブロックチェーン技術の現状と、それ を知的財産政策に活用する案についても論議した。

この日、インターネット振興院ブロックチェーン拡散チームのチーム長は、「ブロックチェーン技術と知的財産政策」と題して講演を行い、金融、医療、物流、行政など、さまざまな分野に広がっているブロックチェーン技術の現状を紹介し、知的財産行政文書システム管理、正規品証明管理、知的財産取引システムなどの知的財産分野でブロックチェーンを活用できる案を提案した。

他にも人工知能が開発した特許発明の保護、バイオヘルス発明に関する特許制度など、中長期的な検討が必要なイシューについての議論も行われた。

フォーラムに出席した特許庁長は、「第 4 次産業革命は、技術の競争であると同時に制度の競争である」とし、「今回のフォーラムで議論された課題は、重要性と緊急性を考え、3D プリンティングデータの不正流通防止などの対応が急がれる課題については迅速な法制度の改善を推進し、人工知能やビッグデータなどの他の課題についても踏み込んだ検討を行い、第 4 次産業革命に先んじて対応していきたい」と述べた。

#### 2-5 特許庁と中小ベンチャー企業部、中小企業の共同研究開発を支援

韓国特許庁(2018.3.8)

- 特許分析を通じた共同の R&D 企画課題を新設 -

韓国の中小ベンチャー企業部と特許庁が中小企業に共通する有望な R&D 課題を支援するために協力する。両部処は「中小企業によるネットワーク型技術開発事業の特許分析企画課題(以下、「特許分析企画課題」)」を今年から新設すると発表した。

中小企業によるネットワーク型技術開発事業は、コンサルティングを提供する「R&D 企画」段階と開発資金を提供する「共同 R&D」段階に分かれている。

# 【R&D 企画段階】\*計30課題

区分	政府出損金	支援機関
	(100%)	
①特許分析企画 (R&D 企画+特許 戦略)	3千万ウォン+ 8千万ウォン	6 カ月
R&D 企画	3千万ウォン	6 カ月

# 【共同 R&D 段階】

	区分	政府出損金	支援機関
<b>&gt;</b>	②共同 R&D 資金 支援	(65%) 6 億ウォン	2年

今回新設する「特許分析企画課題」は、従来とは異なり、R&D 企画時から特許ビッグデータを分析し、共同研究開発が必要な R&D 課題と共同参加企業の発掘を支援する事業である。

革新型中小企業は、一回の申請・評価で最大 7.1 億ウォンの①特許分析 (IP-R&D) による R&D 企画サービスと②共同 R&D 資金の支援を同時に受けられるようになる。

\*特許分析企画課題(中企部と特許庁の協業)の支援内容

①R&D 企画(中企部)3 千万ウォン+特許ビッグデータの分析(IP-R&D)(特許庁)8 千万ウォン+②共同R&D資金 (中企部)最大6 億ウォン=課題あたり最大7.1 億ウォンを支援

ステークホルダーが多い共同 R&D では、本格的に R&D を行う前の正確な開発方向設定 と最適の共同参加企業のマッチングが成功のカギとなるだけに、特許ビッグデータ分析が、R&D 企画時に有効に使われるとみられる。

例えば、共同 R&D 課題を選定する前に、全世界の特許ビッグデータを分析すれば、製品 開発のロードマップをより正確かつ具体的に示すことができる。

また、各ロードマップにおける必要な技術を分析し、主管企業の未保有技術をどの企業が持っており、技術力はどの程度であるかを関連分野の特許から把握する。 さらに、特定の部品を供給する川下産業の企業、適正な需要がある企業など、バリューチェーン上の協力対象も特許分析で見つけることができ、共同参加企業のネットワークづくりのための時間・費用も抑えることができる。

「特許分析企画課題」の支援対象はベンチャー企業、技術革新型企業、企業研究所を保有する中小企業であり、支援分野はビッグデータ、AIのプラットフォーム、IoT無線通信、VR・AR、太陽光発電、機能性化粧品など15分野である。当該分野の技術開発課題に

ついて、自由公募方式で申請すれば良い。

申請期間は3月8日から4月9日までであり、課題の受付・評価は中小企業技術情報振興院と韓国特許戦略開発院が担当し、申請は中小企業技術開発総合管理システム(www.smtech.go.kr)で可能である。

\* 課題申請については、中小ベンチャー企業部 (www.mss.go.kr)、特許庁 (www.kipo.go.kr)、中小企業技術開発総合管理システム (www.smtech.go.kr)、韓国特許戦略開発院 (www.kista.re.kr) で確認できる。

中小ベンチャー企業部の技術人材政策官は「今年新設する部処間の協業課題により、中小企業間の水平的な R&D の成功可能性を高め、高付加価値型中小企業の育成に寄与することを期待している」と述べた。

特許庁産業財産政策局長は「特許はそれ自体で有用な技術情報であり、技術協力戦略の 策定にも効果的に活用できる手段」とし、「中小企業間の共同技術開発を通じ、開放型革 新が拡散できるよう、特許戦略を持続的に支援していきたい」と述べた。

### 2-6 大学(院)生のクリエイティブなアイデアを競い合う

韓国特許庁(2018.3.9)

- 「2018年大学創造発明大会」の参加申込受付を開始 -

韓国特許庁と韓国科学技術団体総連合会が主催し、韓国発明振興会が主管する「2018 年 大学創造発明大会」の受付が 3 月 9 日から 4 月 16 日まで行われる。

本大会では、大学(院)生のクリエイティブなアイデアを発掘し、知的財産コンサルティングを通じた特許出願および事業化の過程を体験することができる。出品アイデアのうち、優秀な発明については、LS産電をはじめとする参加企業から、アイデアを商品化して生産や販売に伴うロイヤルティを大学(院)生に支給する予定である。

韓国の大学(院)生なら誰でも個人、又はチーム(3人以内)で参加することができる。 参加を希望する学生は、受付期間(3月9日~4月16日)内に参加申込書を大会のホー ムページ(www.inventkorea.org)に提出すれば良い。

参加申込後、書類選考を通過した学生には、弁理士による知的財産コンサルティングお

よび企業関係者によるメンタリングが提供され、産業現場の生の声を聞いて疑問を解決 する機会が与えられる。

9月18日から9月21日まで行われる最終審査を経て受賞作が選ばれ、大統領賞など計43件を選抜して今年11月頃、授賞式や展示会を行う予定である。

特許庁の関係者は「今回の大会を通じて、創造的な大学(院)生が企業現場で行われる 事業化の過程を経験することで優秀な発明人材の養成および大学(院)の発明活動の裾 野拡大のきっかけになることを希望している」と述べた。

詳細については、大会のホームページおよび事務局(韓国発明振興会知的財産人材育成室、02-3459-2813)で確認できる。

#### 2-7 特許品質の全過程で国家特許競争力を強化

韓国特許庁(2018.3.9)

- 第4次産業革命分野の特許分析を集中的に支援および核心標準特許を確保 -
- 人工知能審査課など、第4次産業革命分野を専任する審査組織を新設 -

韓国特許庁は、3月9日(金曜)午前10時に政府ソウル庁舎で国務総理と民間委員長が主 室する第21次国家知識財産委員会を開催し、「革新成長に向けた国家特許競争力の強化 策」を案件として上程し、報告・確定した。

第4次産業革命時代を迎え、特許は国家革新と競争力の源泉としてその重要性が増しているが、韓国では特許の量的レベルに比べて質的レベルが低いため、知的財産の貿易赤字が続いているのが現状である。

\*知的財産の貿易収支(著作権は除外):  $(2012) \triangle 4.7$  兆ウォン $\rightarrow (2014) \triangle 5.3$  兆ウォン $\rightarrow (2016 年) \triangle 2.5$  兆ウォン

これを受けて、特許庁は特許の質を上げることで国家競争力を強化し、政府の革新成長を牽引するために今回の方策を作った。

今回の方策は、従来の審査段階と審査官に限られていた特許品質向上の努力を、R&D・出願・審査など特許創出の全過程にまで拡大し、産学官のあらゆる特許創出主体の能力を 高め、段階別・対象別に抜け目なく特許競争力を強化することであり、「特許のグローバ ル競争力強化による革新成長のけん引」という政策ビジョンの下に、これを実現するための3大戦略および10大核心課題を盛り込んでいる。

# 【3 大推進戦略および 10 大核心課題】

ビジョン

特許のグローバル競争力強化による革新成長のけん引

# 推進戦略

# 核心課題

高付加価値 源泉・核心特許の ための「発明の品 質向上」 (R&D 段階)

- 第4次産業革命分野の特許ビッグデータ分析の支援を強化第4次産業革命分野の核心標準特許を確保
- 3 R&D 特許成果の効果的な管理体系づくり
- 4 第4次産業革命分野の特許を先取りするための制度改善

優秀な発明を 強い特許に作る 「出願品質向上」 (出願段階)

□ 大学・公共研が強い特許を創出する基盤づくり □ 中小・ベンチャー企業の戦略的特許設計支援を拡大 □ 特許業界が自主的に品質管理する環境づくり

特許権の 安定性を高める 「審査品質革新」 (審査段階)

高品質の審査のための審査人材を拡充 第4次産業革命に備え、審査組織および方式を改変 審査の質を強化するためのインフラを構築

# 1. R&D 段階: 高付加価値の源泉・核心特許のための「発明の品質向上」

第一に、R&Dの段階で第4次産業革命分野の高付加価値の源泉・核心特許を創出するために特許観点のR&D管理体系を構築し、関連制度を改善して発明の品質を向上する予定である。

そのため、科学技術情報通信部と協力し、第4次産業革命分野の細部技術体系の構築を支援し、これを特許分類と相互連携し、R&D全周期にわたって特許ビッグデータ分析の支援を強化する計画である。

具体的には、第4次産業革命分野のR&D企画・選定・遂行段階で、該当技術分野の特許の有無を調査・分析して源泉・核心特許を先取りすることができる技術分野に研究開発(\*)を集中することにした。

\*第4次産業革命分野の特許分析の支援(IP-R&D)課題: (2018) 173 件→ (2022) 354 件

併せて、ブロックチェーン・人工知能など第 4 次産業革命分野の中で、国際標準化が有望な技術について、R&D 段階で標準化と特許の連携性を強化し、産業部などの関係部処と国レベルの国際標準共同対応体系を構築し、核心標準特許の確保(\*) を支援する予定である。

\*韓国が保有する標準特許数: (2016) 909件→ (2022) 1,900件

一方、第4次産業革命の技術(\*)を優先審査の対象に拡大し、審査期間を従来の16.4 カ月から5.7カ月に短くすることで、韓国企業が源泉・核心特許を早期に確保できるよう支援していく。

\*AI、モノのインターネット、3Dプリンティング、自動運転、ビッグデータ、クラウド、 知能型ロボット

# 2. 出願段階:優秀発明を強い特許にする「出願の品質向上」

第二に、特許出願段階でR&Dを行って作られた優秀な発明を強い特許にするために、弱い特許創出主体の力を強化し、出願の品質向上を図る予定である。

まず、大学・公共研の場合、特許費用不足問題を解決するために研究開発費の適正特許費用を事前に反映できるよう、制度改善を推進し、市場の需要がある優秀な発明に特許出願を集中的に支援(\*)することにした。

\*特許出願支援機関数 (需要ベース/全体): (2017) 2/30→ (2022) 30/30

中小・ベンチャー企業については、従来の特許設計支援事業以外に、新規に知的財産(IP)ファンドを造成(\*)することで特許設計支援を強化し、「先行技術調査の審査前事前提供」および「主要国特許庁の特許審査動向の分析提供」など、企業が特許出願戦略を策定するための情報提供を拡大する。

\*中小・ベンチャー企業向けの特許設計および海外出願支援ファンドを試験的に運用 (2018、10 億ウォン)

特許業界についても出願品質が優秀な代理人への褒賞および不誠実な代理行為に対する 懲戒を強化するなど、インセンティブ・ペナルティ付与を拡大し、政府の特許出願支援 事業の単価を適正化して低価格・低品質の出願環境を適正単価・高品質の出願環境へと 変えていく予定である。

# 3. 審査段階:特許権の安定性を高める「審査品質の革新」

最後に、特許審査段階では不良特許を防止し、特許権の安定性を高めるために審査品質 を革新させる予定である。

そのため、技術分野別の専門審査人材を段階的に増員することで、主要国に比べて顕著に少ない審査投入時間(\*)を 2022 年までに 20 時間に適正化し、特許無効率を 2016年の 49.1%から 2022年には 33.0%に引き下げる計画である。

\*主要国の審査投入時間(2016、時間)

: 韓(11.0)、米(26.0)、日(17.4)、欧州(34.5)、中(29.4)

さらに、人工知能審査課・モノのインターネット審査課など、第4次産業革命分野を専任する審査組織の新設を推進し、融合・複合技術に対する単独審査の限界を補う「3人協議審査(\*)」を導入し、第4次産業革命技術に対する高品質の専門審査サービスを提供する予定である。

\*審査パーツ長と審査官2人(主審、副審)が3人協議体を作り、協議審査を遂行

特許庁長は「第4次産業革命時代に特許などの無形資産が、企業の価値と競争力を決定 する核心的な要因として台頭することにより、特許競争力の強化は革新成長のための選 択ではなく、欠かせないものになっている」と強調し、「部処間の協業体系を構築し、関連制度・組織・業務方式を革新することで、今回の方策がスムーズに進むようにすると共に、第4次産業革命分野の源泉・核心特許を創出し、知的財産の貿易黒字国(\*)に生まれ変わる」と明らかにした。

\*知的財産貿易収支(著作権は除く): (2016) △2.5 兆ウォン→ (2022) 0.6 兆ウォン

# 2-8 特許審判院、「第13回特許・商標へ判例研究論文公募展」を開催

韓国特許庁(2018.3.12)

韓国特許審判は大韓弁理士会が後援する「第 13 回特許·商標関連の判例研究論文公募展」 を 3 月 12 日 (月曜) から 9 月 14 日 (金曜) まで開催すると発表した。

特許・商標関連の判例研究論文公募展は、産業財産権に関する判例を研究し、審査・審判の品質向上を図るとともに、特許・商標分野の審査および審判基準の定立、産業財産権政策の策定などに参考するために開かれ、今回の公募展では幅広い意見を集約するために計9件の指定課題を選定した。

公募課題の分野には自由課題と指定課題がある。

自由課題は、応募者が産業財産権(特許、実用新案、デザイン、商標)に関する裁判所の判例から自由に選んで応募することができる。

指定課題(\*)は審判院で提示した判例の中から一つを選んで応募するものである。

特許分野については、侵害訴訟が行われている中で請求された権利範囲確認審判の審判 請求利益に関する判例など 5 件

商標分野については商標の類否判断で全体観察、要部観察、分離観察の関係および要部 の判断基準に関する判例など 4 件

公募展の評価委員会は教授、弁理士などからなり、判例論文の必要性、独創性、論理性などを基準にして評価し、最優秀賞1人、優秀賞2人、奨励賞3人を選定する予定である。

受賞作については賞金(\*)を支給する。さらに、優秀な論文を論文集に載せて発刊し、

産業財産権関連の主要機関に配ると同時に、特許審判院のホームページの「名誉の殿堂」 にも載せる。

\*最優秀受賞者(1人)には産業通商資源部長官賞と賞金 200 万ウォンを、優秀賞(2名)には特許庁長賞と賞金 100 万ウォンを、奨励賞(3名)には特許庁長賞と賞金 50 万ウォンを授与

公募展には誰でも参加でき、特許審判院のホームページ(www.kipo.go.kr/ipt)で論文の作成様式などをダウンロードし、9月14日(金曜)までに電子メール(leeyh1014@korea.kr)に提出すれば良い。

その他の詳細については、特許審判院審判政策課 (042-481-8271、leeyh1014@korea. kr)までお問い合わせを。

2-9 産業政策に IP エンジンをかけ、中小・中堅企業の革新成長・輸出支援を強化する 韓国特許庁(2018.3.13)

- 産業通商資源部と特許庁、政策協議会を開催 -

産業通商資源部と特許庁が協力して中小・中堅企業の技術競争力の強化を支援し、海外の知的財産権保護を強化するなど、中小・中堅企業の革新成長および輸出支援に乗り出す。

産業通商資源部と特許庁は、3月13日(火曜)午後5時、特許庁ソウル事務所で産業技術政策官(産業部)、産業財産政策局長(特許庁)などが参加する中で「産業通商資源部と特許庁の政策協議会」を開催し、中小・中堅企業の革新成長および輸出支援に対する協力策について議論し推進することにした。

今回の政策協議会は、最近、保護貿易の動きが強まるなど、輸出をめぐる環境が厳しくなっているため、中小・中堅企業の輸出競争力の強化を支援するためには産業・通商政策と知的財産政策を連携させる必要性が増すことにより、開催された。

政府部処間の垣根を取り払い、疎通と協業を拡大することで、適期に中小・中堅企業への支援策を迅速に実行するための体系を構築するという意味も大きい。

両機関は、協議会で中小・中堅企業の技術競争力の強化に向け、政府 R&D 課題で強い知的財産権を確保するための協力を拡大することにした。

そのため、産業通商資源部の産業技術 R&D 事業と特許庁の IP-R&D (\*) 事業を連携させる案を検討していくことにした。

\*研究開発の初期から特許情報を活用して最適の技術開発の方向を提示し、海外企業の特許技術を無効・回避すると同時に、空白技術に対する優秀な特許を先取りすることを支援

2022 年までに売上高 1 兆ウォン規模の中堅企業 80 社を育成するための「中堅企業ビジョン 2280 戦略」(2月5日に発表)を実現するために、中堅企業向けの知財権確保、知的財金融などの IP 支援策も拡大していく方針である。

韓国企業にとって有利なグローバルなビジネス環境を構築するために、国際標準共同対 応体系も構築していくことにした。

国際標準化機構 (ISO)、国際電気標準会議 (IEC) などに提出する各国の技術標準提案書について、標準だけでなく特許分析も行い、韓国企業にとって有利な戦略を立てて共同で対応していく方針である。

一方、中国など海外で発生する知財権侵害防止のための協力も進めることにした。

中小・中堅企業の海外輸出を支援する輸出バウチャー事業 (2018 年、1,900 億ウォン) に特許庁の知的財産権紛争予防バウチャー (2018 年、10 億ウォン) も含めて支援するなど、海外輸出支援事業を強化することにした。

両機関は、今後も四半期ごとに定例協議会を開催し、中小・中堅企業を支援するための協力課題を継続的に発掘し推進していく予定である。

2-10 特許庁と調達庁、スタートアップ・ベンチャー企業の販路支援のための業務 締約を締結

韓国特許庁(2018.3.13)

- スタートアップ・ベンチャー企業の優秀な発明品、公共調達市場への進出を活性化 -

韓国特許庁と調達庁は、3月13日(火曜)午前10時、政府大田庁舎で業務協約を締結し、スタートアップ・ベンチャー企業による優秀な発明品の調達市場参入と販路拡大の支援に協力することにした。

今回の業務協約により、特許庁と調達庁は年間 120 兆ウォン規模の公共調達市場を活用 してスタートアップ・ベンチャー企業の優れた技術力を検証し、公共調達の実績をベースに企業が国内外の市場に進出できるように支援する予定である。

技術・品質評価を経て、特許庁が優先購買を推薦したスタートアップ・ベンチャー企業の優秀な発明品は、調達庁が運営・管理するインターネットショッピングモールである「ベンチャーナラ」で中央部処、自治体、公共機関などに広報し、販売できるようになる。

調達庁で構築・運営する「ベンチャーナラ」は、取引実績などが少ないために「ナラ市場の総合インターネットショッピングモール」に登録が困難なスタートアップ・ベンチャー企業の優秀な商品を広報し、公共調達需要機関と取引できるようにしたスタートアップ・ベンチャー企業向けのインターネットショッピングモールである。「ベンチャーナラ」に登録された製品とサービスには、ベンチャー創業革新調達商品の指定書と認証マークが付与され、四半期ごとの調達登録教育はもちろん、オンライン広報および展示会への参加など、マーケティング関連のさまざまな支援が提供される。

特許庁は、従来の「優秀な発明品の優先購買推薦制度」に選定された企業のうち、「ベンチャーナラ」の登録対象であるスタートアップ・ベンチャー企業約200社の製品が「ベンチャーナラ」に登録できるよう、優先的に推薦し、四半期ごとに優秀な特許技術を商用化したスタートアップ・ベンチャー企業の製品を選び、調達庁の「ベンチャーナラ」への登録候補商品として推薦する予定である。

\*最近3年間(2015~2017年)優秀な発明品の優先購買推薦企業289社のうち「ベンチャーナラ」の登録対象であるスタートアップ・ベンチャー企業は199社(68.9%)

さらに、特許庁は、「ベンチャーナラ」への登録業者が保有する特許を、優秀な発明品の優先購買推薦制度(\*)、IP活用戦略支援事業(\*\*)などに活用できるよう、調達庁との協力を拡大していく予定である。

\*特許技術が適用された中小企業の優秀な発明品を国家機関、自治体、公共機関などの 調達需要機関に優先購買を推薦し、販路開拓を支援する制度 \*\*特許製品の事業化に当たって中小企業が抱える問題点に対する解決策を示し、事業化により付加価値が生まれる IP を基盤とした強小企業を育成

特許庁長は「今回の業務協約を契機に、革新的なアイデアと新技術を活用したスタートアップ・ベンチャー企業の製品を発掘し、『ベンチャーナラ』を通じた販路支援に積極的に協力したい」とし、「調達庁と特許庁の業務協力がより緊密になり、さまざまな分野に拡大し、韓国経済の革新成長と雇用創出のけん引役になると期待している」と述べた。

調達庁長は「今回の業務協約により、スタートアップ・ベンチャー企業の優秀な特許商品が公共調達市場に進出しやすくなった」とし、「調達庁と特許庁が協力し、『ベンチャーナラ』に登録する商品の技術水準を高め、スタートアップ・ベンチャー企業が公共調達市場を踏み台にして、成長しつづける環境を整えるように努力する」と述べた。

# 2-11 特許庁、高位公務員を対象にし性暴力防止教育を実施

韓国特許庁(2018.3.14)

- 14 日午前 9 時、局長級以上の幹部を対象に、セクハラ・性暴力防止教育を実施 -

韓国特許庁は3月14日午前9時、政府大田庁舎4棟の小会議室で庁長および局長級以上の幹部が出席する中、セクハラ・性暴力防止教育を行った。

最近、「Me Too 運動」が広がり、公共機関での性暴力を根絶するために機関および機関 長の役割を強調する関係部処合同対策が相次いで発表された。これを受け、特許庁もこ れに賛同する形で職場での性暴力防止および健全な性文化意識を向上させるために教育 を実施した。

現場での経験が豊富なソウル地方警察庁の現職捜査官を講師に招き、事例中心の教育を 行った。その後、問題について一緒に悩み、話し合う時間もあった。

教育の講師は警察庁の警査として警察署、軍部隊、自治体などの公共機関の職員を対象 にし、性暴行防止教育を10年以上進めており、現在は警察庁性暴行専門捜査官として活動している。 2月26日、大統領が主宰する首席・補佐官会議で「公共部門、民間部門を問わず、社会に根ざした性暴力を根絶するために、政府レベルであらゆる手段を総動員する」と公言されただけに、

特許庁長は「機関内の性暴力を根絶するためには機関長および幹部の役割と責任が何よりも重要だ」と強調し、「性暴力に対する最終責任は、機関長および幹部にあることを明確に認識し、すべての職員がセクハラ、性暴力など、暴力のない職場で働くことができる組織文化をつくるために頑張ってほしい」と呼びかけた。

これにより、特許庁は課長級以上の幹部を対象に「働きたい職場、家族のような職場、職員が尊重し合う職場文化づくり」のための誓約書を作成し、3月19日から23日まで課長級幹部を対象にし、健全な性文化定着のためのセクハラ・性暴力などの暴力防止教育を追加で実施する予定である。

# 模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁の紛争調停委57件、成功率40%を達成!

韓国特許庁(2018.3.6)

キッチン用品を製造・販売する小さい企業を運営するAさんは、自社の商標を模倣した製品が出回っていることを知った。直ちに法律代理人を雇い、多数の侵害者を相手取って長期間、法的紛争を行った。長期間にわたる紛争の過程でAさんは数千万ウォンの訴訟費用を支払い、紛争相手から脅迫されるなどして商標権を守り抜いた。しかし、Aさんが被った被害に比べ、補償額は満足できない水準であった。長期間の訴訟が終わると、別の侵害者が現れ、Aさんはもう戦う力がなくなって落ち込んでいた。その時、知り合いから特許庁の産業財産権紛争調停委員会の話を聞いた。別途費用は不要で、短期間で紛争を解決することができるというメリットがあるとして半信半疑で調停を申請した。手続きに応じて調停会議を行い、双方が十分に意見交換をし、専門家らの諮問や説得により、Aさんと侵害企業は合意点を見つけ、調停合意に達することができた。調整が終わった後、Aさんは事務局を訪ねてきて、「数年間の紛争により、心身とも疲れ果ててしまった時に偶然、調停制度を知り、申請した」とし、「無料で手続きが進められ、専門家に自分の意見を存分に伝えることもできて良かった。相手との感情的なしこりも残らず、本当に助かった。もっと早く助けを求めればよかった」と感謝の気持ちを語った。

韓国特許庁は2017年に産業財産権(以下、産財権)紛争調停委員会を運営した結果、計

57 件の事件を解決し、約 40% (22 件、調停成功) の調停成功率を達成したと発表した。 \*2017 年の紛争調停件数:22 件(成功) / 54 件(取下げ3 件は除く)

これは、民事本案事件における調停の成功率である16%を大きく上回る数値で、産財権紛争調停制度が産財権分野の紛争解決に効果があるという裏付けである。

最近 5 年間 (2013~2017 年) の処理件数の統計を見ると、計 135 件の紛争を処理し、平 均調停額は 1,300 万ウォン、調停成功率は 31%となっている。

特許庁の実態調査によると、産財権侵害紛争に巻き込まれたことがある企業の平均訴訟 費用は約6千万ウォン、特許侵害訴訟期間は大法院(日本の最高裁判所に相当)まで平 均40カ月が必要とされたことが明らかになった。経済的余裕がない中小企業は紛争解決 に時間と費用を過度に消費し、企業運営に打撃を被るのが現状である。

特許庁の産財権紛争調停委員会を通じて紛争を解決する場合は、別途の申請費用は不要で3カ月以内にその分野の専門家らと合理的な解決策を導き出し、紛争の当事者がお互いが満足できる結果につながる。特に、申請のほとんどは中小企業であるため(最近5年間の申請事件のうち95%)、中小企業に役立つ制度として知られている。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「中小企業が産財権紛争調停制度を通じて告訴と審判を撤回し、紛争を円満に解決する事例が増えている」とし、「産財権紛争調停制度を通じ、戦わずにして勝つという孫子の兵法の知恵を借りることを勧めたい」と述べた。

調停の申請については産財権紛争調停申請書(www.koipa.re.kr/adr)を作成し、紛争調停委員会(ip.adr@korea.kr)に提出すれば良い。詳細とお問い合わせについては韓国知識財産保護院で運営する産財権紛争調停委員会の事務局(1670-9779)まで。

# デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

# その他一般

#### 5-1 消費者の感性をつかめ!賢くなるスマート家具

韓国特許庁(2018.3.12)

-スマート家具に関する特許出願が増加-

最近、モノのインターネットや人工知能が発達する中、若い消費者のニーズが高まり、 消費者の利便性と安全のために知能化されたスマート家具に関する特許出願件数が増加 している。

韓国特許庁によると、最近 5 年間 (2013~2017) のスマート家具に関する特許・実用新案の出願件数は 328 件と、以前の 5 年間 (2008~2012) の 83 件に比べて 4 倍 (395%) 近く増加したことが分かった。これは、最近、自分のための投資と消費を惜しまない、いわゆるフォーミ (For Me) 族の消費パターンに合わせ、多様な機能を持つスマート家具関連の出願が増加していることを裏付けている。

このようなスマート家具の特徴は、ユーザーを認識し、ユーザーの状態を分析することで、ユーザーに合わせたカスタタマイズサービスを提供することにある。

スマート収納の場合、衣服や靴の状態を診断して最適な状態で管理できるように消臭、 除湿、殺菌、衣服にアイロンをかける機能まで搭載したタンスが出願されている。さら に天気、イベント、嗜好などを考え、適切な衣服を薦める知能型クローゼットも出願さ れている。

児童・生徒用家具の場合、高さと角度を調節することができ、多様なマルチメディア機器を搭載して学習効率を高め、児童・生徒の動きを把握して学習姿勢および健康管理サービスを提供する机と椅子が出願されている。

ベッド・マットレスの場合、睡眠中の脳波、心拍数、酸素飽和度などの生体信号を測定し、いびき防止や安眠ができるよう、室内の温湿度制御およびベッドの傾き制御などの機能が付いたベッド・マットレス関連の出願が増加している。

最近は、地震を感知して内部の物が落ちてこないようにする遮断バー、転倒防止装置、 振動減衰装置、棚の耐震性を強化した収納、地震時にシェルターになるベッド、机や椅 子など耐震技術を適用したスマート家具関連の出願増加も目立つ。 また、中小企業が中心の家具産業が IoT 技術を取り入れることで、大手通信会社もスマート家具市場に参入し、今後、技術競争が加速する見通しである。

特許庁の関係者は「家具のデザインだけでなく、カスタマイズされたサービスを採用したかどうかが家具選択の重要な基準となるだろう」とし、「若い消費者を引き付けるサービスにつながる新技術を開発することにより、優れたアイデアを持つ若年層の雇用創出にもつながるだろう」と見通した。

# 5-2 後発医薬品メーカー、先発医薬品メーカー克服が困難

韓国特許庁(2018.3.14)

- 源泉特許の無効化より迂回する傾向が顕著 -
- 医薬品許可 特許連携制度の施行3年、審判請求の統計を分析 -

医薬品許可・特許連携制度(2015年3月15日)施行の3年間、特許挑戦(\*)に乗り出した後発医薬品メーカーと特許障壁を強化しようとする先発医薬品メーカーとの競争が激しい。

\*ジェネリックの申請者が訴訟、又は審判を通じてオリジナル医薬品の特許を侵害していないという判断を受けたり、特許を無効にすること

韓国特許審判によると、医薬品許可・特許連携制度の施行後、昨年末までの審判請求件数は 2,928 件であった。審判請求件数を年度別に見ると、施行 1 年目の 2015 年に 2,222件と最も多く、2016年には 311件、2017年には 395件あった。

### <医薬品許可-特許連携制度>

医薬品許可 - 特許連携制度とは、医薬品許可制度に特許制度を連携させたもので、韓米 FTA により韓国に導入された。後発医薬品(ジェネリック)の販売差止めと優先販売品 目許可が中核である。

後発医薬品の販売差止めは、特許権者(先発医薬品メーカー)を保護するためのものである。後発医薬品メーカーが食品医薬品安全処にジェネリックの許可を申請すると、特許権者にその事実が通知される。特許権者がジェネリックの発売について特許侵害訴訟を提起すると、ジェネリックは9カ月間、販売を差し止められる。

優先販売品目許可は、後発医薬品メーカー(ジェネリック医薬品メーカー)のためのものである。後発医薬品メーカーが、特許権者に最初に特許審判を請求(無効審判、消極的権利範囲確認審判)して勝訴すると、9カ月間優先的に後発医薬品(ジェネリック)を販売することができる。

過去3年間、特許挑戦者が勝訴したのは、無効審判(\*)265件(成功率24%)、存続期間の延長無効審判1件(成功率0.2%)、消極的権利範囲確認審判(\*\*)(以下、消極確認審判)465件(成功率74%)であった。

\*特許無効審判:特許を無効にすることを請求する審判

\*\*消極確認審判:請求人の確認対象発明が登録された特許発明の権利範囲に属さない という確認を求める審判

韓国の製薬会社が源泉特許の無効化より、特許を迂回する「回避戦略」を主に使用していることが分かる。

特許審判院は、医薬品許可 - 特許連携制度に関連する審判請求件数 2,928 件のうち、2,248 件の手続きを終えた。

審判請求件数も 2015 年には無効審判(存続期間の延長無効審判を含む)1,801 件、消極確認審判410 件であったが、2017 年には無効審判22 件、消極確認審判372 件となっている。これは、後発医薬品メーカーの戦略が変わっていることを裏付けている。

一方、糖尿病治療薬である「ダパグリフロジン (フォシーガ錠など)」が、後発医薬品メーカーからの特許審判請求 (97件) が最も多いことが明らかになった。

特許審判院の企画審判長は「施行初期のダメもとで審判請求をする戦略から脱し、医薬品メーカーごとに特許戦略を持って特許挑戦に取り組んでいる」とし「今後、医薬品許可・特許連携制度をめぐる製薬業界の頭脳戦はさらに激しくなるだろう」と見通した。

審判長は続いて「制度施行に伴い、医薬品専門審判官5人を増員して運営しており、長期間待機状態にある審判事件を解決するために、さらなる審判官増員が必要だ」とも述べた。

特許審判院は、医薬品許可・特許連係制度の導入3周年である3月15日(木曜)に開催される化学生命分野の専門弁理士との懇談会でこれまでの施行経過について説明し、関係者から意見を聴取する予定である。

# 5-3 AI 半導体特許で第4次産業革命をリードする

韓国特許庁(2018.3.15)

- AI 半導体の特許出願が急増 -

韓国特許庁によると、最近、話題になっている第4次産業革命の中核技術の一つである 人工知能(Artificial Intelligence、以下、AI)半導体に関する特許出願が急増してい ることが分かった。

AI 半導体関連の特許出願件数は、2015年は77件にとどまったが、2017年には391件と5倍以上に増加したことが分かった。特に、「機械学習用非メモリ半導体」と「ニューロモーフィック (Neuromorphic) 用非メモリ半導体」に関する特許出願の増加が目立った。

これは、「機械学習用非メモリ半導体」の場合、機械学習用のアルゴリズムの駆動に高性能・高容量の半導体が必要であるためであり、「ニューロモーフィック用非メモリ半導体」の場合はハードウェア的に人間の脳神経を模倣した次世代 AI 半導体の構造として、最近、業界の高い関心と活発な研究活動が反映されたためとみられる。

出願人を国籍別に見ると、韓国 590 件 (71.3%)、米国 182 件 (22.0%) と、両国の出願人が 90%以上を占めており、次いで日本 (17 件、(2.1%)、フランス (9 件、(1.1%) の順であった。

主な出願人としてはサムスン電子が 199 件 (24.0%) で最多出願人に名を上げた。続いてクアルコム (59 件、(7.1%)、(50 件、(36 件、(4.3%))、(50 件、(23 件、(20 件 (20 件

特許庁の分析によると、最近 15 年間 (2003~2017) の AI 半導体分野で出願された特許 828 件のうち、「AI 非メモリ半導体」関連の特許出願件数が 650 件で 79%を占めており、「AI メモリ半導体」関連の特許出願件数は 178 件で 21%を占めている。第 4 次産業革命の到来により、さまざまな AI 技術を実現するためには、当面は非メモリ半導体の優位性が維持されるとみられる。

詳細技術分野別に見ると、「AI 非メモリ半導体」の中でも米グーグルによるアルファ碁 (AlphaGO) の深層学習(ディープラーニング)のような機械学習に使われる「機械学習 用非メモリ半導体」関連の特許出願件数が 348 件(42 %) と、最も大きな割合を占めることが分かった。

一方、次世代 AI プロセッサとして注目を浴びる「ニューロモーフィック用非メモリ半導体」関連の特許出願件数は 58 件 (7%) で割合は少なくなっているが、最近 3 年間、最大の伸びを示した有望な技術であった。

特許庁半導体審査課の課長は「AI 半導体は、高性能プロセッサと高速・広帯域メモリが結合するときに最大のシナジーを出すことができる技術分野である」とし、「今後、韓国が第4次産業革命をリードする AI 半導体の強国になるためには、世界最高レベルの半導体技術と多様な AI 機能に対するバランスのとれた投資と研究開発を通じて、多くの知的財産権を先取りする必要がある」と強調した。

過去のニュースは、https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム